

特定行為研修 臨床実習についての包括同意についてのお願い

沼津市立病院 特定行為研修の研修生である看護師が、厚生労働省省令に基づき特定行為研修 臨床実習をさせていただくことの同意のお願いにつきまして、以下のとおり、ご説明申し上げます。

ご説明

特定行為とは、医師の指示のもと看護師が手順書に沿って行う「診療の補助」行為であり、厚生労働省が定める 38 行為となっています。この行為は特定行為研修を修了し、専門的な知識・技術を身につけた看護師だけが、実践可能な診療の補助行為になります。特定行為研修を修了した看護師が特定行為を実施するメリットは、常に患者様のお傍に存在する看護師が医療チームの一員として、患者様の状態に応じ、適切な医療を迅速かつタイムリーに提供することにあります。特定行為研修 臨床実習にあたりましては以下の事項を守ります。

1. 実習を行う場合は事前に説明を行い患者さんまたはご家族の同意を得て実施します。
2. 患者さんの安全の確保を最優先し、事前に指導医師などの助言や指導を受けて実習に臨みます。
3. 研修期間中に診療録や看護記録などを通じ、取得した患者さんの情報を研修記録とする際、個人が特定できない形にするなどの対策を講じ、プライバシーの保護に努めます。
4. 患者さんご家族は、研修生に関する意見や質問があれば、指導医(者)や研修生以外の看護師や、1階 総合相談窓口においても相談することができます。
5. 患者さんご家族は研修生が担当することに同意した後も、この実習を拒否することができます。また、拒否したことを理由に治療および看護上の不利益を被ることはありません。

現在当院で研修している特定行為

当院では、下記の15行為の特定行為研修を実施しています

特定行為区分	特定行為
呼吸器(気道確保に係るもの)関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整
呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	侵襲的陽圧換気の設定変更
	人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整
	人工呼吸器からの離脱
循環器関連	一時的ペースメーカーの操作及び管理
栄養に係るカテーテル管理 (中心静脈カテーテル管理)関連	中心静脈カテーテルの抜去
動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血
	橈骨動脈ラインの確保
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	脱水症状に対する輸液による補正
感染に係わる薬剤投与関連	感染徴候がある者に対する薬剤の臨時的投与
術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整
循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整
	持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整
	持続点滴中の降圧剤の投与量の調整
	持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整

特定行為および特定行為研修実施に対する同意について

上記にお示した特定行為および実習へのご協力に関しましては、包括同意をもって、ご了承頂いたものと判断させていただきます。ご同意頂けない場合は、当該部署の看護師長または総合相談窓口までお申し出ください。ご同意頂けない場合であっても、治療及び看護上の不利益を被ることはありません。患者様の個人情報につきましても、適切に管理致します。

特定行為の実践に関して、ご質問・ご意見やご相談がございましたら、主治医や看護師、お近くの職員へ、お気軽にお尋ねください。また総合相談窓口においても、対応しております。ご理解とご協力をお願い致します。

特定行為に関するご相談、お問い合わせ先

沼津市立病院 1階 総合相談窓口

受付時間:平日 8:30~17:15